

## 合同会合における検討の視点及び論点等（案）

平成 16 年 4 月

改正しようとする指針の主要な検討の視点及び論点等は、以下の  
もので良いか。

## 検討の視点（政策的事項）

非組換え微生物の利用については、環境影響への安全性の確保に万全を期し、もって、一層のバイオレメディエーション事業の健全な育成を通じた環境保全を図るという観点から、指針を策定しその下で継続して実施する。

この場合、非組換え微生物を利用したバイオレメディエーションに関して、経済産業省と環境省に並立して存在している安全性に係る指針については、行政の効率化等を図る観点から一元化を図る方向で検討する。

検討の内容としては、組換え微生物との整合性も考慮する観点から、2月19日から施行しているカルタヘナ法の評価手法（生物多様性影響評価実施要領）及び承認基準（基本的事項）を念頭に議論する。

その際、非組換え微生物の開放系使用でバイオレメディエーション以外のものについては、現在の使用実例が僅少であることに鑑み、今回は取り敢えずバイオレメディエーション分野に限定して議論する。

## 論点等（技術的事項等）

### 検討対象

以下のものとして良いか。

- ・ 浄化技術は、バイオレメディエーションのうち、オーグメンテーション（微生物を外界から導入して利用）を対象とし、スティミュレーション（土着微生物をそのまま利用）は除く。
- ・ 利用生物は、分類同定可能な微生物を対象とする。
- ・ 環境媒体は、最も使用頻度の高い土壌及び地下水を中心に議論することとする。
- ・ 浄化対象物質は、特に指定することなく、石油、トリクロロエチレン等揮発性有機化学物質、ダイオキシン類、重金属等とする。

### 評価項目と実施要領等

- ・ 生物多様性影響評価実施要領及び基本的事項の枠組みを活用するとした場合、旧指針（環境省、経済省）を踏まえて、評価項目及び承認基準をどのように定めるべきか。
- ・ 具体的な実施要領（申請要領等）をどのように定めるか。
- ・ モニタリング、報告等の必要性とそのあり方についてどのように考えれば良いか。

以上